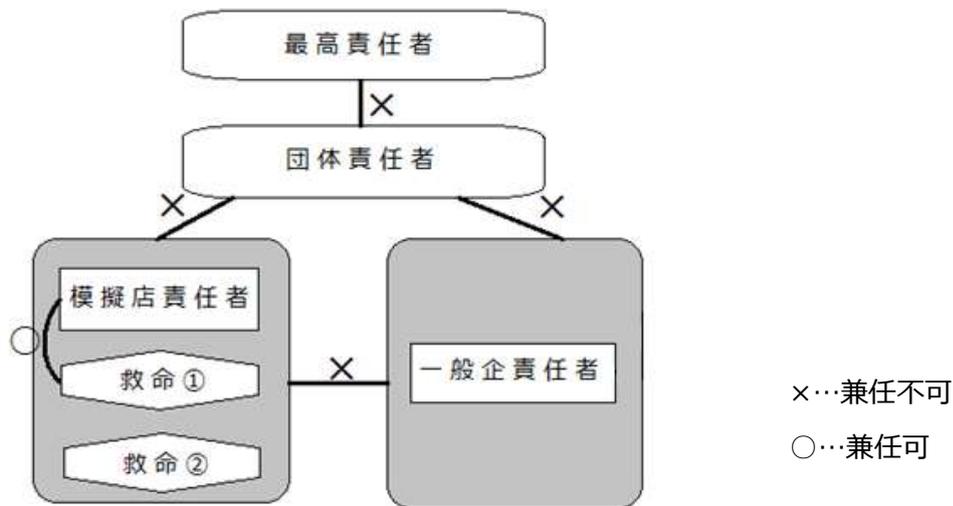


第36回銀杏祭条項集

責任者について	p. 2
個人情報について	p. 3
第36回銀杏祭参加誓約条項	p. 4
一般企画参加誓約条項	p. 5
模擬店参加誓約条項	p. 8
アコムレンタル誓約条項	p. 10

※毎回の参加学生総会にお持ちください。

1. 参加団体の責任者に関して



- 最高責任者 各サークル、団体の顧問や担当である教員。(不在の場合は無記名で可)
- 団体責任者 学生部に届け出ている代表者。部長や会長などが該当。
- 模擬店責任者 模擬店企画における最高責任者。
- 一般企責任者 一般参加企画における最高責任者。
- 救命責任者 上級救命技能認定証を持っていて、団体内の事故防止・対処を行う者。

○一般参加企画のみ参加の場合

団体責任者、一般企責任者なので代表者 2 人が必要です。

○模擬店企画のみ参加の場合

団体責任者、模擬店責任者、救命責任者①、②なので代表者 4 人が必要です。
ただし、模擬店責任者と救命責任者①は兼任可なので、最低 3 人となります。

○一般参加企画と模擬店企画両方参加する場合

団体責任者、一般企責任者、模擬店責任者、模擬店救命責任者①、②なので代表者が 5 人必要です。ただし、模擬店責任者と模擬店救命責任者①は兼任可なので最低 4 人となります。

2. 個人情報取り扱いについて



第 36 回银杏祭実行委員会
委員長 足立成美

银杏祭実行委員会(以下、当委員会)は、模擬店・一般企画・救命責任者において個人情報を取り扱わせていただきます。

1、使用目的

当委員会では、各団体・個人の個人情報を银杏祭の開催を円滑に進めるために使用いたします。银杏祭に関すること以外での使用はいたしません。

2、管理方法

個人情報の管理は委員長のみが行います。なお、該当担当者以外への開示はいたしません。また、個人情報の記載された書類の受け取りは原則参加学生総会にて行います。やむを得ず、当委員会部室へ提出された場合、こちらで責任をもって担当者に引き継ぎいたします。

3、使用方法

当委員会から連絡する際に使用いたします。その場合、以下の方法で連絡を行います。

- a) 担当者からメールによる連絡。(複数人への同時送信は行いません。)
- b) 担当者から電話による連絡。(aの方法で連絡が取れない、また早急に返答をいただきたい場合等)

4、処理方法

個人情報の記載された書類は使用目的が達成され次第、随時シュレッダーにかけ処分いたします。

3. 第 36 回 銀杏祭参加誓約条項



1. 第 36 回銀杏祭参加誓約条項を必ず守ること。
2. 模擬店企画において参加団体内に救命責任者が 2 名以上いること。
3. 各責任者を明確にし、その責任者を当日待機させ、必ず連絡がつくようにすること。
4. 一般客など、外部とのトラブルが起こった場合、速やかに銀杏祭実行委員会に連絡すること。
5. 10 月 31 日から 11 月 4 日までの期間は、銀杏祭実行委員会で許可した車輛以外は乗り入れないこと。
6. ごみは可燃物・不燃物・缶・ビン・ペットボトル・資源ごみの 6 種類に分別し、決められた方法に従って処理すること。
7. 後片付けは各団体で責任をもって行い、終了後は銀杏祭実行委員会まで連絡すること。
8. 酒類の販売、外部からの持込、及び大学構内での飲酒はしないこと。
9. 銀杏祭実行委員会が指定した場所以外での喫煙、飲食はしないこと。
10. 非常事態に備えて、第 36 回銀杏祭参加人員名簿を提出すること。
11. 保証金として、一企画につき 5,000 円を銀杏祭実行委員会に預けること。
12. 準備時間や撤収時間など、時間は厳守すること。
13. 学生間で対処しきれないトラブルが発生した場合は、処分を大学側に委ねること。
14. この誓約条項は当日使用場所に掲示し、内容は団体全員で確認しておくこと。
15. この誓約条項及び誓約書の内容は、必ず各団体の最高責任者(先生方)にも理解して頂くこと。
16. その他、第 36 回銀杏祭実行委員会の指示に従うこと。

4-I . 一般参加企画概要



1. 一般参加企画とは

大正大学に所属する一般学生、サークル、有志団体及びゼミなどの学術団体が独自に運営するイベントを指します。

一般参加企画は次の二つに分かれます。

①教室企画 ②パフォーマンス企画

一般参加企画に参加するには、教室企画・パフォーマンス企画のどちらか一方を選択して頂く必要があります。同一団体が教室企画・パフォーマンス企画両方に参加することは出来ません。また同一人物が同一団体内で教室企画・パフォーマンス企画両方に参加することはできません。複数の団体に所属しており、教室企画・パフォーマンス企画両方に参加される個人に関しては参加を認めません。教室企画・パフォーマンス企画両方に参加される個人は団体責任者、一般参加企画責任者、として認めることができません。

また、模擬店及びその他本部イベントとの重複参加は可能です。模擬店に参加する場合、人員の重複は禁止します。また一般参加企画責任者とは別に模擬店責任者を選出して頂く必要があります。

別紙の『第 36 回银杏祭参加誓約条項』『一般参加企画参加誓約条項』に違反した場合、出展・出場及び出店を停止する可能性があります。

(1) 教室企画

大正大学校内の教室を使用して発表や展示、販売など独自の企画を行って頂くものです。

この企画に参加するためには団体責任者、一般参加企画責任者が必要となります。各責任者についての詳細は前述の『参加団体の責任者に関して』のページをご覧ください。

今年度の教室企画は五号館の解体のため必要分の教室数が確保できない可能性があります。そのため教室数が確保できない場合、共同で教室を使っていたり可能性があります。

※教室企画の内容例※

- ・ゼミ合宿の成果の展示
- ・自主制作映画の上映
- ・部誌販売 ……など

(2) パフォーマンス企画

银杏祭期間中に特設されるパフォーマンススペースで準備、片付けを含めて 30 分または 1 時間の発表を行って頂くものです。

この企画に参加するためには一般参加企画責任者、が必要となります。各責任者についての詳細は前述の『参加団体の責任者に関して』をご覧ください。

※パフォーマンス企画の内容例※

- ・ダンス発表
- ・音楽演奏
- ・お笑いライブ ……などなど

4-Ⅱ. 参加誓約条項①



1. 教室企画参加誓約条項

(1) 発表・展示について

- ・指定した教室以外での発表・展示は禁じる。
- ・教室にごみ箱を設置し、ごみの回収と分別の徹底を行うこと。

(2) 飲食物販売について

- ・教室での食品の調理は一切禁じる。
- ・既製品を用いた販売は事前に申請のあったもののみ可能とする。
- ・食品を取り扱う場合は、衛生管理をしっかりと行い、不特定多数が同じものに触れるなどの不衛生な環境下での取り扱いはしないよう注意すること。
- ・事前に調理を行ったもの、事前に開封してあるものの販売は消費期限の管理が困難なため、禁止とする。

(3) 広報活動について

- ・呼び込み・ビラ配布は大学構内でのみ認めるものとする。強引な客引きは禁じる。
- ・配布するビラは事前に银杏祭実行委員が承認したもののみ配布を認める。
- ・学外及び正門付近、パフォーマンススペース付近での勧誘活動（呼び込み、ビラ配布）を禁じる。
- ・银杏祭期間前のビラの配布を禁じる。

(4) 教室の装飾について

- ・教室に破損が生じるような展示方法を禁じる。ガムテープや画鋲は使用せずに、装飾にはメンディングテープ、養生テープ等の粘着性の弱いものを使用すること。
- ・音楽系団体は、防音対策をしっかりと行ってから発表を行うこと。騒音による近隣からの苦情があった場合、注意をするか、または発表を中止していただくことがある。
- ・壁を使用しての展示は禁じる。パネルは事前にアコムレンタルで申請したもののみ使用を認める。

(5) その他

- ・団体が所有する以外の器物（学校備品、アコムレンタル品等）を破損した場合、保証金の没収と共に、実費を請求する。
- ・レンタル品の受け取り・返却等を時間内に行えない場合、必ず事前に银杏祭実行委員会に連絡すること。
- ・団体代表者及び一般参加企画責任者は常に実行委員会と連絡のつく状態を保つこと。
- ・学内での飲酒は一切禁じる。
- ・団体内でアルコールによる不祥事が起こった際、団体責任者に全責任を負うこと
- ・泥酔者や飲酒者を目撃した場合は速やかに银杏祭実行委員会へ申し出ること。
- ・指定場所以外での喫煙は一切禁じる。
- ・その他、他団体や一般来場者に迷惑のかかる行為は一切禁じる。
- ・第36回银杏祭参加条項を厳守し、一般参加企画担当と银杏祭実行委員会の指示に従うこと。

4-Ⅱ. 参加誓約条項②



2. パフォーマンス企画参加誓約条項

(1) 発表について

- ・発表は一回につき準備、片付けを含めて30分または1時間のいずれかで行うこと。
- ・パフォーマンススペース内での飲食を禁じる。
- ・飲酒をした状態での発表を禁じる。
- ・パフォーマンススペースから飛び出す、物を投げるなどの危険を伴う行為を禁じる。
- ・遅刻等への配慮は一切致さないものとする。
- ・音響機材を使用する場合は発表前に音響担当と打ち合わせを行うこと。
- ・発表内容は必ず提出した参加内容申請書に従うこと。変更のある場合は银杏祭前に申請を行うこと。
- ・パフォーマンススペース内で危険を伴う行為を行う際は、マット等を敷き安全を確保すること。
- ・雨天時は発表場所を礼拝堂内のステージかブレゼンテーションカフェに変更する場合がある。天候による発表場所の変更に関する判断は银杏祭実行委員に委ね、指示に従うこと。

(2) 広報活動について

- ・呼び込み・ビラ配布は大学構内でのみ認めるものとする。強引な客引きは禁じる。
- ・配布するビラは事前に银杏祭実行委員が承認したもののみ配布を認める。
- ・学外及び正門付近、パフォーマンススペース付近での勧誘活動(呼び込み、ビラ配布)を禁じる。
- ・银杏祭期間前のビラの配布を禁じる。

(3) 練習について

- ・指定場所以外での練習を禁じる。
- ・银杏祭実行委員が指定する練習時間外の練習は、他の団体の迷惑となるのでしないこと。

(4) その他

- ・団体が所有する以外の器物(学校備品、アコムレンタル品等)を破損した場合、保証金の没収と共に、実費を請求する。
- ・レンタル品の受け取り・返却等を時間内に行えない場合、必ず事前に银杏祭実行委員会に連絡すること。
- ・団体代表者及び一般参加企画責任者は常に実行委員と連絡のつく状態を保つこと。
- ・学内での飲酒は全面的に禁じる。
- ・団体内でアルコールによる不祥事が起こった際、団体責任者に全責任を負うこと。
- ・泥酔者や飲酒者を目撃した場合は速やかに银杏祭実行委員会へ申し出ること。
- ・指定場所以外での喫煙は禁じる。
- ・その他、他団体や一般来場者に迷惑のかかる行為は一切禁じる。
- ・第36回银杏祭参加条項を厳守し、一般参加企画担当と银杏祭実行委員会の指示に従うこと。

5. 模擬店参加条項①



この書類に記載されている条項を必ず守ってください。もし下記の内容に違反した場合、出店を停止させていただきます。また誓約に違反した場合、保証金の返金は致しません。

1. 準備、片付けに関して

- ・後日、銀杏祭実行委員会(以下当委員会と記述)から配布する写真付きの救命責任者、食品取り扱表、電化製品一覧表の3つをテントの見えるところに貼ること。
- ・各団体、アコムレンタルで貸し出されるテントを必ず使うこと。
- ・模擬店の下にはブルーシート(床全面を覆えるサイズ)を敷くこと。 ※段ボール不可
- ・テントは当委員会の指定する日に建てること。
- ・区画数の関係上、出店できない場合があることを理解しておくこと。
- ・レンタル品の受け取り、返却は指定時間内に行うこと。
- ・団体で使用した道具、出てきたゴミに関しては各団体が責任をもって片づけること。
- ・使用する食材は各日必ず持ち帰り、適切な保管方法をとっておくこと。
- ・銀杏祭期間中は全日出店すること。

2. 調理・食品販売に関して

- ・食材はすべて届け出を出すこと。それ以外のものは使用しないこと。
- ・指定された場所以外では調理しないこと。
- ・調理酒含めアルコールの使用、販売は一切禁止とする。
- ・生物の販売はしないこと。
- ・当日に調理したもの以外は絶対に販売しないこと。
- ・食中毒が出る危険性のあるものは販売しないこと。
- ・売り歩きは模擬店営業時間に模擬店エリア内のみで行うこと。
- ・調理器具は銀杏祭期間中、各団体が責任をもって清潔に管理すること。
- ・調理する際は当委員会から配布されるアルコール消毒液、ビニール手袋を使用すること。

3. ゲーム等の出し物について

- ・調理、食品以外に関しては例年行っていないので希望する団体ごとに当委員会に相談すること。

4. 電力に関して

- ・届け出のある電化製品以外ではコンセントを使用しないこと。
- ・電球には触れないこと。
- ・レンタル電気機材が破損しないようにすること。破損した場合、実費を請求する。

5. 模擬店参加条項②



5. ビラ配りに関して

- ・ 広告ビラは事前に当委員会に提出し、承認されたもののみを使用すること。
- ・ ビラ配りは大学構内でのみ行うこと。
- ・ 正門付近での勧誘活動は行わないこと。

6. 救命責任者に関して

- ・ 救命責任者を団体から2名選出すること。(模擬店責任者との兼任可)
- ・ 银杏祭全日は救命責任者のどちらか一方が模擬店に常駐し、連絡が取れるようにすること。
- ・ やむを得ない理由で模擬店から離れた場合のトラブルは当委員会で責任を負わないことを理解すること。

7. その他

- ・ 「第36回模擬店参加誓約条項」を厳守すること。
- ・ 出店の取り消しは「第36回银杏祭参加誓約書」提出後は、原則として認めません。
- ・ 参加学生総会にて配布する模擬店の書類に記述されている各注意事項を守ること。
- ・ 団体責任者、模擬店責任者、救命責任者は银杏祭期間中必ず連絡の取れる状態にいること。
- ・ 危険物、毒物、薬品等の販売をしないこと。
- ・ 衛生面に注意し、店舗の周りこまめに掃除して清潔な状態を保つこと。
- ・ 他団体や来場者に迷惑を掛けるような行為はしないこと。
- ・ 当委員会および模擬店担当の指示には必ず従うこと。

以上のことが模擬店参加誓約条項となります。食中毒などの衛生上の問題がなく银杏祭を円滑に進めるため、上記の条項を厳守してください。

6. アコムレンタル誓約条項



1. 注意事項

(1) 申し込み

- ・販売品（容器、箸、材料など）もレンタル品と一緒に受付ける。
- ・レンタルの判断に迷ったら借りることをお勧めする。
- ・申込変更の場合は申込書（控え）を持参の上、第4回参加学生総会レンタル料回収日までに 银杏祭実行委員会室へお越し下さい。
- ・別途、配送料金が各団体 2,100 円かかる。
- ・レンタル料金回収の際は、おつりがないようにすること。

(2) 受け渡し、返却

- ・万が一返却日より早く返却する場合は、あらかじめ実行委員会へ連絡すること。
- ・レンタル品の受け渡し、返却は実行委員のチェックを受けること。
- ・テントの受け渡し、返却は必ず4人1組で来ること。
- ・テントは実行委員会が指定する日に組み立てること。
- ・調理器具は洗ってから返却すること。
- ・レンタル品と学校備品が混ざらないようにすること。

(3) 当日

- ・雨天の際、電化製品などは濡らさないようにすること。
- ・プロパンガスを使用しないときは必ず元栓を閉めること。
- ・ベニヤテーブルの上に調理器具を置く場合は、段ボールを敷いてから使用すること。
- ・レンタル品の故障や破損、紛失の際は银杏実行委員会へ連絡すること。
(盗難、紛失、破損に関しては、実費を請求する)

2. 禁止事項

- ・備品をアコムレンタル以外の業者から借りること。
(やむをえず、他業者との契約を検討する場合はレンタル品担当と相談して下さい)
- ・レンタル料金の立て替え。
- ・レンタル料金回収日以降の変更及びキャンセルは原則的に受け付けない。
- ・各団体からアコムレンタルへの直接連絡。(レンタル会社への連絡は実行委員でまとめて行う)